

「青果物の輸出に係る残留農薬基準遵守運動」の実施概要について

近年、特に台湾向けに輸出された日本産青果物について、他国と比べて残留農薬基準値超過事案が多く発生している状況です。

農林水産省は、産地、流通事業者、輸出事業者等に対して、残留農薬基準遵守のための注意喚起を行っているところですが、基準値超過事案が発生しやすい11月～1月の3ヵ月間、残留農薬基準の遵守の徹底を図るため、注意喚起に係る強化運動を実施し、関係者に対する啓発活動を行っているところです。

今般、農林水産省は(一社)日本青果物輸出促進協議会とともに、東京都及び大阪市の協力の下、主に流通事業者を対象とした本運動を実施しましたので、下表のとおり概要をお知らせいたします。

(表)

月 日	場 所	配布 ポスター数	配布 チラシ数	意見交換を行った 事業者・組合数
12 月 3 日	東京都中央卸売市場 大田市場	10	160	5
12 月 5 日	大阪市中央卸売市場 本場	10	100	3
12 月 12 日	東京都中央卸売市場 豊洲市場	5	110	3

(参考:意見交換の様子)



(以上)